

議案第14号

議会の議決を経るべき議案の原案について

(鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について)

上記の議案を提出する。

令和2年5月13日

鳥栖市教育委員会  
教育長 天野 昌明

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第10号の規定によりこの案を提出する。

## 議案第14号 資料

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案の概要

- 1 改正の理由  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもの
- 2 改正の内容
  - (1) 放課後児童支援員に係る認定資格研修の実施主体の拡大  
都道府県及び指定都市に加え、中核市が行う認定資格研修を修了した者についても  
資格対象とする。
- 3 施行日  
公布の日

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは<u>同法第252条の22第1項の中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則 略</p>